

掛川市有機農業推進プロモーション動画作成業務委託
及び掛川市有機農業PRパンフレット作成業務
公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 事業目的

国の定めた「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することを目標に掲げており、掛川市も目標実現に向け、有機農業拡大の取組を推進している。

この取組の一環として、本事業は、市内で有機農業により生産された農作物の魅力を、消費者に動画及びパンフレットで分かりやすく効果的にPRすることで、販路拡大を図ることを目的として実施するものである。

(2) 業務名

①掛川市有機農業推進プロモーション動画作成業務委託

②掛川市有機農業PRパンフレット作成業務

(3) 業務内容

①「掛川市有機農業推進プロモーション動画作成業務委託」仕様書のとおり

②「掛川市有機農業PRパンフレット作成業務」仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和5年3月27日（月）まで

2 業務上限額

①掛川市有機農業推進プロモーション動画作成業務委託

2,120,000円（うち消費税及び地方消費税192,727円）

②掛川市有機農業PRパンフレット作成業務

880,000円（うち消費税及び地方消費税80,000円）

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による

4 参加資格条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 令和3・4年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者（物品製造）であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人格を有していること。
- (4) 静岡県内に本店または支店を有する者であること。
- (5) 令和4年10月3日(月)から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 令和4年10月3日(月)から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

5 選定の手順

(1) スケジュール

項目	期間等
①プロポーザル実施要領の公表	令和4年10月3日(月)
②質問の受付	令和4年10月3日(月)～17日(月)17時まで
③質問への回答	令和4年10月19日(水)17時
④参加申込書の提出	令和4年10月24日(月)17時まで
⑤企画提案書等の提出	令和4年11月7日(月)17時まで
⑥プレゼンテーション審査会	令和4年11月18日(金)午後
⑦審査結果の通知	令和4年11月21日(月)
⑧契約締結	令和4年11月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

(2) 質問の受付・回答

①提出方法 質問書(様式1)に記入し、メールで提出。

※電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

※メール送信後、電話確認をすること(0537-21-1216 お茶振興課)。

②提出期限 令和4年10月17日(月)17時必着

③提出先 掛川市産業経済部お茶振興課 Eメール: ocha@city.kakegawa.shizuoka.jp

④回答 令和4年10月19日(水)17時に、市ホームページ上で質問・回答を掲載。

(3) プロポーザル参加申込書の提出

- ①提出方法 参加申込書（様式2）を郵送又は持参で提出
- ②提出期限 令和4年10月24日（月）17時まで（郵送の場合は必着のこと）
- ③提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市 産業経済部 お茶振興課 お茶振興係

(4) 企画提案の受付

- ①提出方法 提出書類を郵送又は持参で提出
- ②提出期限 令和4年11月7日（月）17時まで（郵送の場合は必着のこと）
- ③提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市 産業経済部 お茶振興課 お茶振興係
- ④提出書類 正本1部、副本5部（副本は写しで可）

【提出書類作成要領】

提出書類	記載内容・留意事項
企画提案書（様式3、任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の全体コンセプト及びイメージ ・その他独自提案やこれまでの受託実績、事業所PRなど
業務工程表（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受託した場合の実施行程を簡潔に記載すること
見積書（様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案額を記載し、任意様式の積算内訳書を添付すること ・見積書は、動画作成業務及びパンフレット作成業務ごとに提出すること

⑤その他

提案者多数の場合は、提出期限後、(5)④の評価項目等をもって書類審査を行い、書類審査を通過した提案者のみ(5)のプレゼンテーションに参加するものとする。

書類審査の有無及び詳細については、令和4年10月24日（月）のプロポーザル参加申込書提出期限後、参加申込書提出者に速やかに電子メールで送信する。

(5) プレゼンテーション（審査会）の実施

- ①日時 令和4年11月18日（金）午後（時間は別途通知する。）
- ②場所 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所内（場所は別途通知する。）
- ③方法等 提出された企画提案書の内容を元に、掛川市有機農業プロモーション動画作成業務委託及び掛川市有機農業PRパンフレット作成業務プロポーザル審査会（以下「プロポーザル審査会」という。）において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、

その点数を合計する方法により提案者の得点を算出する。

評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。

ただし、受託候補者は全審査員が60点以上の評価をしていることを条件とする。

なお、評価点が同点の場合は、評価項目②「企画提案」の点数が高い者を受託候補者とし、同項目においても同点の場合は、動画の評価点が高い者を受託候補者とする。

プレゼンテーションは、1提案につき15分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分程度設ける。

参加者は1提案者につき2名以内とする。

④評価項目

評価項目	評価基準	配点
①実施体制 ・実施体制 ・実績 ・積極性	業務を実施するための実施体制が整っているか。 確実に本業務を遂行できる能力を有しているか。	10点
②業務行程	業務行程は適切か。	10点
③企画提案 ・仕様充足度・地域性 ・独創性	動画 市や有機農業の魅力が伝わる内容になっているか。 動画を活用した効果的なプロモーションとなっているか。	40点
	パンフレット 市や有機農業の魅力が伝わる内容になっているか。 上記動画とコンセプト、イメージは統一されているか	40点
合計		100点

(6) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に、令和4年11月21日（月）に電子メール及び郵送により通知する。

審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(7) 契約締結

プロポーザル審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。

協議不調のときは、プロポーザル審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

契約締結日は、令和4年11月下旬を予定している。

契約保証金は、免除する。

6 その他

(1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

(2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(5) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することが出来る旨契約書に記載する。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを静岡県警察本部に紹介する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手が暴力団又は暴力団であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意団体にあってはその代表及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経

営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであり、たとえ知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請けさせること。

7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所（3階東側） 産業経済部 お茶振興課 お茶振興係

担当 杉山 寺田 掛川

電話 0537-21-1216 FAX 0537-21-1212 電子メール ocha@city.kakegawa.shizuoka.jp